

四半期報告書

(第143期第1四半期)

自 平成29年1月1日
至 平成29年3月31日

三菱鉛筆株式会社

E02366

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) ライツプランの内容	5
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(6) 大株主の状況	5
(7) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	8
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	10
四半期連結損益計算書	10
四半期連結包括利益計算書	11
2 その他	15

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月9日
【四半期会計期間】	第143期第1四半期（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	IMITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目28番1号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 蛇川 寿史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目28番1号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 蛇川 寿史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第142期 第1四半期連結 累計期間	第143期 第1四半期連結 累計期間	第142期
会計期間	自平成28年1月1日 至平成28年3月31日	自平成29年1月1日 至平成29年3月31日	自平成28年1月1日 至平成28年12月31日
売上高 (百万円)	17,987	18,584	64,716
経常利益 (百万円)	3,576	4,144	9,953
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	2,397	2,922	6,190
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△31	2,709	5,132
純資産額 (百万円)	75,026	81,822	79,737
総資産額 (百万円)	98,624	105,648	105,102
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	83.30	101.34	214.96
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	74.7	76.0	74.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）におけるわが国経済は、人手不足に伴う雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移し、景気回復への足取りは緩やかながら確かなものとなりつつあります。一方、世界経済においては、米国は個人消費を中心に回復の兆しが見られるものの、新興国経済は依然として弱含みの状態が続いており、米国新政権の政策運営が世界経済に与える影響への懸念は強まり、その一端として地政学的リスクが一層高まりつつある状況下で、総じて景気の先行きに対する不透明感は払拭できない状態で推移いたしました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、通販市場の拡大を始めとする流通変移を背景とした価格競争の激化が進むなか、そこからの脱却を図り、主要メーカー各社がお客様の持つ潜在的なニーズを具現化した高機能製品を市場に続々と投入することで、成熟したとされた市場競争はまだなお厳しさを増しつつあります。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是の原点に立ち返り、お客様に求められる「もの」づくりに尽力してまいりました。なかでも、『なめらか油性ボールペン』市場を掘り起こし、現在も圧倒的な認知度を誇る油性ボールペン「ジェットストリーム」シリーズにおいて、高級感と優れた操作性を備えた「ジェットストリーム プライム」に新たに上品で落ち着きのある軸色を加え、さらに均一な描線幅と一定の濃度を保つことでキレイな文字が書けるシャープ「アドバンス」などといった、「書く」「描く」ことを通じて生活を豊かにする高品質で高付加価値な商品の拡充に努めてまいりました。

これらの活動の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は185億84百万円（前年同期比3.3%増）となりました。また営業利益は41億77百万円（前年同期比9.3%増）、経常利益は41億44百万円（前年同期比15.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は29億22百万円（前年同期比21.9%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

筆記具及び筆記具周辺商品事業は、主力商品の販売が堅調に推移したため、外部顧客への売上高は179億9百万円（前年同期比3.3%増）となりました。一方、その他の事業は、粘着テープ事業及び手工芸品事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるものの、粘着テープ事業での販売が少しながら好転したこともあり、外部顧客への売上高は6億74百万円（前年同期比4.3%増）となりました。

財政状態につきましては、当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べて5億46百万円増加し、1,056億48百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が16億63百万円増加し、たな卸資産が5億66百万円減少、その他流動資産が4億32百万円減少したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べて15億39百万円減少し238億25百万円となりました。これは主にその他流動負債が31億90百万円減少し、支払手形及び買掛金が4億87百万円増加、未払法人税等が4億92百万円増加、賞与引当金が6億88百万円増加したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて20億85百万円増加し818億22百万円となりました。これは主に利益剰余金が23億20百万円増加し、為替換算調整勘定が3億38百万円減少したことによります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要是以下の通りであります。

①基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社グループは、平成28年1月より平成30年までの「創業130年からの再スタート」を基本方針とする中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。こうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役3名を含む5名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で、改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

なお、本プランの有効期間は、第141回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

④具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は748百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	136,500,000
計	136,500,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年5月9日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	32,143,146	32,143,146	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	32,143,146	32,143,146	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年1月1日～ 平成29年3月31日	—	32,143,146	—	4,497	—	3,582

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,185,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,298,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,627,600	286,276	—
単元未満株式	普通株式 32,146	—	—
発行済株式総数	32,143,146	—	—
総株主の議決権	—	286,276	—

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱鉛筆㈱	東京都品川区大井一丁目28番1号	2,185,400	—	2,185,400	6.79
(相互保有株式) 三菱鉛筆東京販売㈱	東京都品川区東大井五丁目22番5号	564,600	—	564,600	1.75
三菱鉛筆九州販売㈱	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目20番21号	268,400	—	268,400	0.83
㈱ユニ物流	東京都品川区大井一丁目28番1号	465,000	—	465,000	1.44
計	—	3,483,400	—	3,483,400	10.83

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,050	38,772
受取手形及び売掛金	※3 17,674	※3 19,338
たな卸資産	14,777	14,211
その他	2,609	2,177
貸倒引当金	△511	△452
流動資産合計	73,601	74,046
固定資産		
有形固定資産	16,021	16,184
無形固定資産	846	798
投資その他の資産		
投資有価証券	13,092	13,077
その他	1,540	1,541
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	14,632	14,618
固定資産合計	31,500	31,601
資産合計	105,102	105,648

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 8,344	※3 8,832
短期借入金	1,097	1,097
未払法人税等	722	1,215
賞与引当金	508	1,197
返品引当金	40	40
その他	7,913	4,722
流動負債合計	18,627	17,106
固定負債		
長期借入金	5	5
退職給付に係る負債	3,753	3,808
役員退職慰労引当金	973	84
環境対策引当金	23	23
その他	1,980	2,796
固定負債合計	6,737	6,719
負債合計	25,365	23,825
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,675	3,675
利益剰余金	67,698	70,019
自己株式	△3,938	△3,938
株主資本合計	71,934	74,254
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,573	5,492
繰延ヘッジ損益	△36	21
為替換算調整勘定	1,214	876
退職給付に係る調整累計額	△434	△397
その他の包括利益累計額合計	6,317	5,992
非支配株主持分	1,485	1,575
純資産合計	79,737	81,822
負債純資産合計	105,102	105,648

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	17,987	18,584
売上原価	8,656	8,678
売上総利益	9,331	9,905
販売費及び一般管理費	5,510	5,728
営業利益	3,821	4,177
営業外収益		
受取利息	6	11
受取配当金	8	5
持分法による投資利益	3	—
受取地代家賃	18	19
受取保険金	16	17
その他	9	23
営業外収益合計	63	78
営業外費用		
支払利息	1	6
為替差損	275	56
シンジケートローン手数料	20	19
売上割引	7	11
その他	2	17
営業外費用合計	307	111
経常利益	3,576	4,144
特別利益		
固定資産売却益	0	2
投資有価証券売却益	10	—
特別利益合計	10	2
特別損失		
固定資産除売却損	24	22
減損損失	16	—
投資有価証券評価損	4	—
特別損失合計	45	22
税金等調整前四半期純利益	3,541	4,124
法人税等	1,064	1,116
四半期純利益	2,477	3,007
非支配株主に帰属する四半期純利益	79	85
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,397	2,922

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
四半期純利益	2,477	3,007
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,846	△80
繰延ヘッジ損益	△1	57
為替換算調整勘定	△679	△312
退職給付に係る調整額	20	36
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	—
その他の包括利益合計	△2,508	△298
四半期包括利益	△31	2,709
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△71	2,597
非支配株主に係る四半期包括利益	40	111

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社及び一部連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、平成29年3月30日開催の第142期の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払分833百万円を「長期未払金」として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、一部の国内連結子会社については引き続き、役員の退職慰労金の支給に備えるため内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」に計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形（輸出手形を含む）割引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
受取手形割引高	41百万円	46百万円

2. 債務保証

金融機関からの借入に対しての債務保証額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
従業員	16百万円	10百万円
その他	0	0
合計	16	10

※3. 四半期連結会計期間末日満期手形の処理については、当四半期連結会計期間末日が銀行休業日の場合には、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより四半期連結会計期間末残高から除かれている四半期連結会計期間末日満期手形は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
受取手形	119百万円	一千万円
支払手形	29	—

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
減価償却費	394百万円	403百万円
のれん償却額	—	28

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	539	18.00	平成27年12月31日	平成28年3月31日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	629	21.00	平成28年12月31日	平成29年3月31日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	17,341	646	17,987	—	17,987
セグメント間の内部売上高又は振替高	3	11	15	△15	—
計	17,344	658	18,002	△15	17,987
セグメント利益又はセグメント損失(△)	3,818	△3	3,815	6	3,821

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	17,909	674	18,584	—	18,584
セグメント間の内部売上高又は振替高	3	5	9	△9	—
計	17,912	680	18,593	△9	18,584
セグメント利益	4,125	45	4,171	6	4,177

(注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	83.30円	101.34円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,397	2,922
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	2,397	2,922
普通株式の期中平均株式数(株)	28,786,861	28,836,172

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式分割

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会において、株式の分割について、下記の通り決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を実施することで、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成29年6月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 株式分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 32,143,146株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 32,143,146株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 64,286,292株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 273,000,000株 |

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|------------|
| ① 基準日公告日 | 平成29年6月15日 |
| ② 基準日 | 平成29年6月30日 |
| ③ 効力発生日 | 平成29年7月1日 |

3. 1 株当たり情報に及ぼす影響

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1 株当たり情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	41.65円	50.67円

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年5月9日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月9日
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	IMITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目28番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 数原英一郎は、当社の第143期第1四半期（自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。